

医療証の「番号」が変わります

- 令和 9 年 4 月から医療証の番号が **8 桁から 7 桁に変わります**。
そのため、**令和 9 年 3 月に 7 桁の番号を記載した医療証をお送りします※**。
令和 9 年 4 月以降は、7 桁の番号を記載した新しい医療証をご使用ください。
※事前のお手続きは不要です。ただし、医療証の有効期間が令和 9 年 3 月以前までの方には送付しません。
- 現在お持ちの 8 桁の番号が記載されている医療証は有効期間内であっても、**令和 9 年 4 月以降は使用できませんのでご注意ください。**



- 本件につきましては
公式 HP にも掲載しています。



この番号が変更になります。

障 害 者 医 療 証	
愛知県内のみ有効	
番 号	名 79-999・000
住 所	460-8508 名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号 名古屋役所
氏 名	名古屋 花子
生年月日	平成 16 年 4 月 1 日
受給資格の有効期間	令和 8 年 8 月 1 日から 令和 9 年 7 月 31 日まで
交付年月日	令和 8 年 7 月 13 日
発行機関名及び印	名古屋市長

この証を、医療機関の窓口へお見せください。

親 子 医 療 証	
愛知県内のみ有効	
番 号	名 69-999・000
住 所	460-8508 名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号 名古屋役所
氏 名	名古屋 太郎
生年月日	平成 27 年 7 月 1 日
受給資格の有効期間	令和 8 年 8 月 1 日から 令和 9 年 7 月 31 日まで
交付年月日	令和 8 年 7 月 13 日
発行機関名及び印	名古屋市長

この証を、医療機関の窓口へお見せください。

有効期間内であってもこの証は令和 9 年 4 月以降使用できません。

※画像はイメージです。

※本チラシは障害者医療証・ひとり親家庭等医療証の有効期間が令和 9 年 3 月 31 日以前までの方も含め、同一内容を送付させていただいております。ご了承ください。



Q1 令和 9 年 4 月以降、医療費助成の資格を喪失するのか。

A1 受給資格の有効期間内は医療費助成の資格を有します。

令和 9 年 4 月以降も受給資格を有する方には令和 9 年 3 月中にお住まいの区の区役所保険年金課から令和 9 年 4 月以降有効な医療証を送付します。

Q2 事前の手続きは必要か。

A2 令和 9 年 4 月以降も受給資格を有する方は、事前のお手続きは不要です。

Q3 受給資格の有効期間が令和 9 年 3 月以前だが、手続き不要で令和 9 年 4 月以降も受給資格が延長されるということか。

A3 受給資格の有効期間が令和 9 年 3 月以前の方の有効期間が自動で延長されることはありません。お手続きが必要な方には事前に案内を送付します。

また、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者で子どもが 18 歳に到達するため有効期間が令和 9 年 3 月 31 日までとされている場合、ひとり親家庭等医療証の有効期間の延長はできません。

お問い合わせ先

名古屋市福祉医療コールセンター

稼働期間：令和 8 年 7 月 13 日(月)～令和 9 年 7 月 30 日(金)

(土日・祝日・年末年始(令和 8 年 12 月 29 日(火)から令和 9 年 1 月 3 日(日))は除く)

稼働時間：8 時 45 分～17 時 15 分

TEL：052-766-7491

簡単なお問い合わせは
名古屋おしえてダイヤルでも
承っております

稼働期間：年中無休
稼働時間：8 時～21 時
TEL：052-953-7584
FAX：052-971-4894

